



くらしのフレッシュ便

相談ファイル

広島県生活センター

～人に勧めるとバックマージンが入ると言われて～

《相談内容》

2週間ぐらい前、知人から「いい話がある」と誘われて参加したセミナーで、「健康食品を購入し、他の人を勧誘して販売したり入会させれば、バックマージンが入る。誰でも儲かるシステムになっている」と説明を受け、30万円分の健康食品を消費者金融で借りて購入した。

しかし、商品や入会を勧めても誰も相手にしてくれず、借金の返済ができそうにないので解約したい。数箱開封して飲んだが、クーリング・オフはできないだろうか。(20歳代 男性)

《アドバイス》

このような販売方法を「連鎖販売取引(マルチ商法)」といいます。

入会の際に、商品購入などの金銭的な負担が必要になっているのが特徴で、特異な成功例を挙げて誰でも簡単に高収入が得られるかのような説明がされますが、この相談者のように思うように勧誘ができず、負債を抱え込む人がほとんどです。

マルチ商法は、特定商取引法により、契約書面を受け取ってから20日以内であればクーリング・オフができます。しかも、全ての商品・サービスが対象となるので、すでに開封してしまった健康食品のような消耗品でもクーリング・オフは可能です。(その商品によって利益を得ている場合は、利益相当額を業者から請求される場合もあります。)

自分が新たな会員を勧誘する時に、虚偽の説明をしたり威圧的な勧誘をすると罰せられることとなりますので注意しましょう。



情報ファイル

～気をつけて！海外商品先物取引～

シカゴ、ニューヨーク、ロンドンなど海外商品市場での、大豆、砂糖、コーヒー、プラチナ、原油等の先物取引による被害が出ています。

「先物取引」って？

先物取引とは、将来の一定の時期に商品を受渡することを約束して、その価格を現時点で決める取引です。先物取引は、次のような危険性をはらんでいます。

- ・「証拠金」と呼ばれる少ないお金で、大きな金額の取引を行うこと
- ・売買の期限までに何らかの取引を行わなければならないこと
- ・多額の委託追証拠金が発生する可能性があること
- ・特に海外先物取引は、商品市場への取次を行う業者に開業の規制がなく、誰でも開業できること

こんな言葉にご用心！

「絶対儲かります」「銀行に預けるより有利です」

「私の言うとおりにやれば大丈夫です」

「既にあなたの名前で〇枚取引が成立しているので解約できません」

14日以内ならクーリング・オフができます！

海外先物取引は、契約は必ず書面で行うことが定められており、口頭だけでは成立しません。

また、業者の事業所で契約した場合を除き、契約してから14日以内であればクーリング・オフにより契約を解除することができます。(海外先物規制法第8条)



消費生活相談状況(8月) ※10月28日現在確定分

8月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、1,555件ありました。

「電話による情報提供サービス」の相談のうち、9割以上が「不当な請求」に関するものでした。

その他、主な苦情相談は右のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	643
2	融資サービス	220
3	教室・講座	66
4	書籍・印刷物	48
5	商品一般	43

～お知らせ～

パネルコーナー10月展示

知っておきたい契約の基本

日頃何気なく契約していますが、契約をめぐるトラブルはしばしば起こっています。契約についての基礎知識を身に付け、トラブルに遭ったときは、あわてずに対処しましょう。

スマートライフ講座

家庭で行う金銭教育

～経済的に自立できる大人を育てるために～

日時 平成15年11月13日(木) 13:30～15:00
会場 広島県生活センター研修室(県庁農林庁舎1階)
講師 金融広報アドバイザー、ファイナンシャル・プランナー(CFP)
高橋 佳良子 さん
定員 30名
参加費 無料
申込み 電話でお申し込みください。(TEL082-513-2731)

消費者啓発講座

日時	場所	テーマ	講師
11月4日(火) 13:30～15:00	呉市 内神町自治会館	だまされないで悪質商法	消費生活専門相談員 田中美恵子
11月6日(木) 13:30～15:00	府中市 府中公民館	だまされないで悪質商法	消費生活コンサルタント 岡本由美
11月26日(水) 13:30～15:00	竹原市 勤労青少年ホーム	だまされないで悪質商法	消費生活アドバイザー 国政義江
11月28日(金) 10:00～11:30	大野町 中央公民館	だまされないで悪質商法	消費生活専門相談員 川村佐和子

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階

消費啓発グループ TEL 082-513-2731